

簡易生命保險法案兩院協議會議事速記錄

大正五年二月二十八日(月曜日)午前九時開會

貴族院協議委員

議長 伯爵 林 博太郎君
副議長 子爵 前田 利定君
仲小路謙次郎君

男爵

片岡直溫君
西岡忠治君
濱岡達也君
桑井泰藏君
山之内次君
高榮三郎君
松篤雄君
荒井熊藏君
山田薰介君
戸山一君
丸山作平君

衆議院協議委員

議長
副議長大西口謙雄君
岡忠治君
藤井幸君
藏山君
加藤幸君
小太郎君
丸山君
内作君

(抽籤ニ依リ伯爵林博太郎君議長席ニ著ク)
○議長(伯爵林博太郎君) 是ヨリ協議會ヲ開會致シマス
○濱口雄幸君 私ハ此法案ノ第二條ト第四條ニ就キマシテ、貴族院ニ於テ御修正ニ

ナシテ居リマスガ、此修正ヲ御加ヘニナリマシタ理由ニ就テ、御説明が願ヒタイト思ヒマス
○山本達雄君 此修正ヲ加ヘマシタノハ、私が動議ヲ出シマシテソレガ成立ヅタノデアリ
マス、私が一應其修正ヲシタ理由ヲ簡單ニ申上ゲマス、此政府案ヲ見マスルト云フト、
此下層社會ヲ保護スルト云フ目的デヤルノデ、サウシテ普通ノ營業保險會社ニ於テ
官營ニスルト云フコトノ理由が明カニ述ベテアルノデアリマス、其第一ノ理由トシテ、下層
社會ノ爲ニ此必要ナル機關ヲ設ケテ、ソレデ下層ノ節儉ヲ養成シ、又恒産ヲ造ル、而シ
マス、私ガ一應其修正ヲシタ理由ヲ簡単ニ申上ゲマス、此政府案ヲ見マスルト云フト、
ハ、中流以上ノ人ヲ目的トシテヤルノデ、是ハ通常ノ保險會社ニ讓ッテ、サウシテ中流以
下ノ者ヲ之ヲ以テ保護スル目的ニ於テアルト云フコトガアルノデアリマス、ソコニ付テハ
此社會政策ノ一部トシテモアルノデアルト云フコトノ第一ノ理由ニナシテ居ルノデ

アリマス、其理由ニ於テハ尤ナルコト、シテ、私共贊成シタノデアリマス、贊成シタノデ
アリマスガ、之ヲ下層社會ニ限ル、中流以上ハ普通ノ保險會社ニ置クノデアルト言フ
ガ、何ヲ以テ分界ヲ立テルノデアルカトシテ見マスト、唯簡易保險ト云フモノハ此法律
ノ明文ノ中ニ下層社會ヲ主トシテヤルノデヤト云フコトニ付テハ何等ノコトモナイ唯強
イテドウシテ之ガ中流以上ハ普通ノ保險會社、中流以下ノ者ハ此簡易保險ニ依ルカト
云フコトハ、何ニ依テ其區別ガアルカトシテ見マスト、強イテ言ヘバ唯金額ニ依シテヤル、
金額ニ依ルト言フテモ、議論ヲシテ見レバ、然ラバ上流ノ人ハ金持テ、必ズ下級ノ人ガ
貧乏人ニ極シテ居ルカト云フコトニナルノデアリマスガ、強チニサウモ行カナイ、サウシテ又
限ラヌト云フト、是ハ有位者有爵ノ名譽ノ身分ヲ持ツタ人モ、或ハ役人デ居テ、高等
官ト雖モ自身或ハ家族ニ於テ喜ンテ之ニ入ルコトガ出來ルト云フヤウナコトニナシテ居ル、
初メテ其積リデヤルナラバ宜シイガ、政府ニ於テハ是ハ下層社會ヲ主トシテ、ソレヲ保護
シテ行クト云フ惠ノアル途ヲ以テ成ツテ居ル、社會國家ハ下等社會ノ爲ニ大ニ便利ヲ與
人ト、官ト雖モ自身或ハ家族ニ於テ喜ンテ之ニ入ルコトガ出來ルト云フヤウナコトニナシテ居ル、
人デモ勝手ニ這入ルコトガ出來ルト云フ案ニナシテ居ル、唯金額ダケデ、甚ダ不備極シテ
居ル、ソコデアル故ニ、政府ノ趣旨ヲ貫徹スルト云フ上ニ就テハ、其政府ノ説明ノ如ク、
法文ノ上ニ就テヤント區別ヲ付ケルガ宜イ、是ハ如何ナル事ニ於テモ此趣旨ヲ貫ク上
ニ就テハ、此法デハ不完全ナルモノデアル、斯ウ云フ積リテ置イタノデアリマス、ソレニ就テ
政府ニ於テハ困難デアル、殆ド不可能デアルト云フコトヲ以テ之ヲ拒シングノデアリマスガ、
不可能ト云フコトハナイ、幾分ノ面倒ハアルガ、出來ルコトデアル故ニ、ソレハ其趣旨ヲ
貫ク、即チ政府ノ趣旨ヲ明カニシテ行ク爲ニハ、是非トモ之ヲ置イテ、完全デナカラネバ
不完全デモ宜イ、セザルニハ優ル、セザルニ優ルガ故ニソレヲシタ方ガ宜カラウト云フガ爲
ニ之ヲ置イタ譯ニアリマス、ソレカラ第一ニ即チ第四條ニ於テニ三百圓以下ト云フモノヲ
二百五十圓以下ト修正ヲ致シマシタ、是ハ初メトハ又違テ居リマシテ、民間ノ是マテ
ノ保險業者ト政府ガ競争ヲ餘儀ナクシテ、遂ニ既設ノ會社ニ影響ヲ及ボスト云フヤウナ
コトガアツテ、政府ノ此設立ノ本旨ニアラズ、政府ニ於テモ度々聽イテ見テモ、ソレハ成ル
タケ避ケルノデアル、ソレハシナインデアルト云フコトデアリマスカラシテ、是ハ吾ミトヤハリ
意見ヲ同ジウスルモノデアルカラ、ソマリ成ルタケ其方ニ影響ヲ及ボサナイヤウニシタコト云
フコトが趣旨ニナシテ居リマス、ソレデ何故三百圓ヲ二百五十圓ニシタカト言ヒマスト、既
ニ既設ノ會社ニ付テ、百圓以下ハ幾ラ、二百圓以下ハ幾ラ、イロ／＼御承知ノ通り
表ガアリマスガ、此五百圓ヨリニ三百圓ト云フ間ノモノガ、金高ニ於テニ億三千万――、
總保険高十一億ニ對シテ三億三千万ト云フ如キ三割以上ノモノが爰ニ在ルノデアリマ
ス、之ガドウ考ヘマシテモ三百圓ニスルト、普通ノ保險業者ト官營ト云フモノト、互ニ争フ
ヤウナ接觸ノ場所ニナルノデアリマス、成程三百圓以上トシテ、サウシテ五百圓ト二百圓
デアリマスガ、此モノヲ一家ノ上ニシテ子供が二人四人アルト言ヘバ、太郎が三百圓ヲ應
ジ、次郎ガ二百圓ヲ應シテ來ルモノナラバ、是ハモウ一家ノ中デ之ヲ分配シテサウシテ行

クト云フハ、實際ニ起リ易イコトハモウ明カナコトデアル、ソコデ斯ウ云フコトニ就テハ初メヨリヒドク實業社會即チ其使用ニ就テモヒドク氣遣ブア居ル、御承知ノ如クイロ、
陳情書ナドが出テ居リマスガ、其點ニ就テハ十分敬意ヲ拂ッテ考慮ヲシテ居ルノアリマス、
ソコデ是ハ成ベク其競爭ヲ避ケルが宜シイ、又餘リ是マテノ會社ニ就テ影響ヲ及ボサシ
ヒドク效力ヲ現ハスト云フヤウナコトヲスルト、終ニハ其官營ハ大變盛ニラウガ、サウス
ルト一方ノ方ノ普通ノ保險會社ノ方ニハ大變ナ影響ヲ及ボスト云フコトハ甚ダ遺憾デア
ル、ソレデアル故ニ、先づ最初之ラヤルト云フナラバ、成ルタケ穩カニ、ヒドク效力ヲ直ニ
現ハスヤウナソシナ事ニ就テハ、却ツテ三百圓以下ノモノニハ效力ノアルヤウニシナイ目的
ヲ取ルノガ宜イ、動モスルト其效力が普通ノ保險會社ト競爭シテ、一方ヲ弱メテ一方
ヲ強クナシテ效力アラシメルヤウナコトニ陷ル虞ガアル、是ハドウモ避ケナケレバナラズ、
ソコデ此官營ナルモノハ當局者ニ就テ早ク成效ヲ欲スルアラウガ、永久的ノモノモアル
故ニ、チリく成ルタケ民業ナドニ就テモ重ジテヤル方が宜イ、ソレニ就テハ金額ニ於テ
此三百圓ヲ或ハ百五十圓二百圓ト云フ風ニ成タケ下ゲタイ、下ゲタイが餘り下ゲマスト、
又折角作ツタモノニ就テ没却ノ虞ガアル、併シ英國ナド見マスルト、百磅ヲ以テ極點トシ
云ヅテモ同意致シマセヌ故ニ、十步モ百歩モ讓リマシテ、此位ナラバ往ケルグラウ、ソレデ
モマダ爲ザルニ優レリト云フコトデ、額ヲ二百五十圓トシタノアリマスカラ、下ゲ
タイト思フテ政府ニ餘程質問ヲ致シマシタガ、政府ニ於テハソレハ到底出來ナイ、何ト
テ居ル、アノドウモ金持ノ國ニシテ百磅ヲ以テシテ居ルト云フコトナラバ、日本ノ生計ノ度
合、或ハ一體ノ度合カラ言ヘバ、百圓デモ宜シト云フ位ニ思フノアリマスカラ、下ゲ
タムダダ百圓ニモ百五十圓ニモ下ゲラレルナラバ下ゲタイ、ソウシテ置イテ却ツテ一方ノ競
争ヲ避ケタ方が穩當ハナイカ、又英吉利ノ例ヲ見テモサウ云フ風ニアリマスカラ、ソレデ
日本ニ三百圓ト云フコトハ餘リソレハ大キイ、三百圓ノ保険ヲナスト云フコトハ、決シテ
政府ノ言フ如キ下層社會ノ人ト之ヲ限リ少クシテ置クト云フヤウナコトデ、此第一第二ノ二
付スルト云フヤウナコトハ、政府ノ調ベニ依シテモ終身保險ナラバ一箇年ニ十六圓程ノ
金ヲ拂フノアリマスカラ立派ナモノデアル、實際ドウモ何デアツテ政府ノ主旨トハ全ク
違ツタモノニナル、故ニ之ヲ出來ル限り少クシテ置クト云フヤウナコトニハアリマセヌ、目的ガアル、
項ノ資格ヲ付ケルト云フコトハ、政府ガ下層社會ノ爲メニヤルト云フコトノ趣旨ヲ明カニ
スルト云フ爲メニハ、ドウシテモ其方ノ制限ヲ付ケナケレバイカス、是が政府設立ノ理由ヲ
明カニスル爲ニハサウスルガ宜イ、唯ノ簡易保險トシテヤルノデハアリマセヌ、目的ガアル、
殊ニ之ヲ下層社會——社會政策ト云フ所マテ説明ラシテ居ルノアリマスカラ、ソレデ
單ニ是ダケ申上ゲテ置キマス

○片岡直温君 會期切迫ノ折柄ニアリマスカラ、極ク簡單ニ私モ今ノ御説明ニ對シテ
今一應承ツテ置キタイト思ヒマシタガ、資格制限ヲ勅令ヲ以テ定メルト云フ御趣旨ノ御
精神ハ承リマシタガ、簡易保險ノ性質カラ考ヘマシテ、資格制限ヲ付ケルト云フコトハ、
單ニ是ダケ申上ゲテ置キマス

理想トシテハ誠ニ當然ト思ヒマス、併シ此點ハ實際ノ上ニナカヽ困難ノコトト思ヒマ
スガ、大凡ドウ云フ風ニスレバ制限ヲ付ケルニ面倒ガ少ナカラウ、斯ウ云フ御考ガアラウト
存ジマスガ、其大要ダケヲ伺ツテ置キタイト思ヒマス、簡易保險ノ方デハ年齢モズット下
カラ行シテ、金額モ二十圓カラ行シテ居リマスカラ、平均ハ餘程又下ヘ下ゲナケレバナラ
ス、保険料ハ高イニ拘ラズ下ニ下ラナケレバナラスカラ、是ハドウ云フ所ニ限度ヲ付ケラレ
タモノデゴザイマスカラ、ソレカラ今一ツハ二百五十圓ニスレバ中流以下ニ及ボサレル、三
百圓ニスレバ比較的上流ノ方ニ行クト云フが如キ、上流ノ方ノ部分ヲ成ルタケ提案ノ
趣旨ニ引付ケテ行カレル目的ヲ以テ一百五十圓ニ下ゲタト云フヤウニ御趣旨ヲ拜承致
シマシタガ、二百五十圓ニスルノト三百圓ニスルノト、著シクドコカソコニ區分が立テレル
ノアリマスカラ、若シ當業者ヲ壓迫ヲスル、若クバ影響ヲ與ヘルトスレバ、二百五十圓ト
シテモ二百圓トシテモ殆ド五十歩百歩、大シテソコニ達ヒハナイヤウニ思ヒマスガ、其點ハ
ドウ御考ヘニナシテ居リマスカラ、此三點ダケヲ極ク簡単テ宜シウゴザイマスカラ……
○山本達雄君 資格ヲ付ケマスニ就テハ、此會期ガ切迫シテ如何ニモ遅ク貴族院ニ
廻ツタコトデアル、ソレデアリマス故ニ、如何ナル方法ニ依シテヤルカト云フコトニ就テハ、十
分ナル調べヲスル遑モアリマセヌガ、政府ハ之ヲ爲スニ階級ヲ限ラナケレバ宜シイ、初メカ
ラ階級ヲ限シテ、而モ社會政策ニヤルト云フコトデアツテ、既ニ社會政策ナルモノハ申上
グル迄モナク政府ハ國庫カラ十分ナル金ヲ出シテ、而シテ初メテ往クノガ社會政策ニアッ
テ、何カ下級民カラ取ツテ、ソレガ爲ニ政府が利益ヲナスヤウナコトニ居ルト云フト、大ニ
ソコニ疑フ存シテ來ルノアリマス、社會政策ノ上ニ就テ——併ナガラ是ハ別問題ト致
シマシテ、政府が下級社會ニ限ルト云フ方ノソレヲ專ラニスルト云フコトニ就テハ、吾ミハ
誠ニ異議ノナイ所デアル、其制限ヲ付ケルト云フコトハ、困難デモ出來ヌコトハナイ、斯
ト云フ質問モアツタノアリマス、是ハ一體ノ人ニ就テハ納稅ノ高ニ依シテ其資格ヲ定メル
ト云フコトモアル、或ハ身分ニ依シテ定メルコトモ出來ル、ソレハヤリ方ニ依シテ來
ト云フコトモナイ、多少ハ困難モアルカモ知ラヌガ、出來ナコトハナイ、若シ吾ミハ十分
之ヲ調ベテ勅令ニセズシテ法律位デヤレルコトハヤレマセウ、併シ時ガ無イソレデ勅令ニ依
シテ、政府ヲ信用シテ勅令ニシテヤラウ、斯ウ云フコトニナシタ、ソコデ制限ヲ付ケルニ就
テハ、完全ニ行カヌト、セザルニ優レリ、高等官ハ入ルコト相成ラスト云ツテモ、有位有
爵者ハ之ニ入ルコトハ相成ラスト云ツテモ又租稅ノ何圓以上ヲ納メル者ハ之ニ入ル
コトハ相成ラスト云ツテモ、ソレニ就テハ決メ方ニ依テ往ケルコトデアル、ソレ故ニ是ハ出
來ヌコトハアリマセヌ、趣旨ガソレニアルナラバサウナサイ、斯ウ云フ譯デアル、ソレデ第
二ノ十六圓幾ラト云フ、是ハ政府モ簡易生命事業概要ト云フモノヲ見セラレタノ
デアリマス、其三枚目ノトコロニ加入年齡三十歳ノ場合ニ於テ保険百圓ニ對スル月
掛保險料ヲ見レバ、終身保險二十四錢、二十年満期養老保險四十五錢トアル、
是ダケ掛ケル、此百圓ト云フモノニ就テ二十四錢アルナラバ、三百圓ニ付テ幾ラニ
ナルカト云フト、七十二錢幾ラ、一箇年ニ終身保險ガ八圓六十五錢ニナル、養老保

險ニ付テハ三百圓トスレバ、月一圓二十五錢、一箇年ニ付テ十六圓二十錢、此額ノ掛金ヲ爲スノハ、是ハ下級社會ト云フヨリモ、今日ノ生活程度ノ低イ農家ナドテ言ッテ見レバ、十六圓二十錢拂フト云フコトハ、是ハ勞働者或ハ下級ノ農民ト云フモノデナイ、立派ナル人ガ往クノニ就テモ爲シ得ル高ニシテ居ル、ソレ申シタノデアリマス、ソレニ二百五十圓ト云フモノハ何ニ依ツカト云ヒマスレバ、先刻ノ説明ノ簡單ナ中ニモ申上ゲタ通リニ、此普通ノ保険會社ト競争ヲ避ケテ往キタイト云フ爲ニハ、ニ百五十圓ガ二百圓デモ、成ルベクナラバ百圓位ニシテ貴ヒタイト思ツタノデアリマス、度々政府ニ質疑ヲ致シタ所、サウナルト政府ハトテモ勘定が持タナイト云フコトデアリマスガ故ニ、ソレニ已ムラ得ズ成ルベク是位ナラバト云フ點ニ於テ十分ニ忍シテシタノガニ百五十圓ニアッタ、唯是ハ少ナクモ少ナケレダケハ普通ノ保険會社ニ打撃ヲ與ヘルコトガ少ナイデアル、其割合ニ二百五十圓カ一百圓、又少ナク百圓ニシタナラハソレダケ打撃ガ少ナイガ、ソレテハ政府ハ到底勘定が取ルコトが出來ナイト云フコトデアリマスカラ、ギリく結著ニシテニ百五十圓トシタノデアリマス、即チ據リドコロニ於テハ今申ス如キ趣旨ニ於テヤッタノデアル、政府モ亦三百圓ハ何故ニ三百圓ヲ基礎トシタカト云フト、政府ニ於テハ誠ニ漠トシテ基礎ノ據リドコロガナイノデ、ソレデソレニ就テハ政府ノ案ヲ有效ニ活カス爲ニ此位ガ宜カラウ、是ナラバ政府モ應ズベキコトデアル、決シテムヅカシイコトデモ何デモナイ、唯言ヒ掛リダケテ條理ニ於テ少シモ無理ガナイト云フ意味ニ於テ修正シタノデアリマス。

○片岡直溫君 是ハ所謂ムカシイ種ノ専門の事業デアリマスカラ、議論ヲスレバ際限モナク出來マス、又法案其モノニ就テモ、議論ヲ致シマス餘地モアルト思ヒマス、免ニ角會期切迫ノ場合デアリマスカラ、餘り形式振ツタ應答ヲヤスマシテ、暫ク懇談會ヲ開カル、コトヲ希望致シマス

〔「贊成々々」ト呼フ者アリ〕

○議長（伯爵林博太郎君） 御異議ガアリマセヌヤウデアリマスカラ、是ヨリ懇談會ニ移リマス

午前九時四十分懇談會ニ移ル

午後零時四十八分再開議

○議長（伯爵林博太郎君） 是ヨリ再ビ兩院協議會ニ移リマス

○大西五一郎君 本案ニ就キマシテ私ハ修正ヲ致シタウゴザイマスカラ、其修正ノコトヲ申述ベマス、本案ノ第三條ノ「資格」ト云フヲ削除致シマシテ、其他ハ原案ニ贊成ヲ致シマス、此理由ニ就キマシテハ、種々協議中ニ御懇談ヲ致シマシタ主旨デアリマスカラ、コニハ申上ゲナコトニ致シマシテ、唯修正ヲ致シマス要領ダケヲ申上ゲマス

○仲小路廉君 本案ニ就キマシテハ、既ニ衆議院ニ於テモ一旦御議シニナシテ居ルコトヲデゴザイマス、又貴族院ニ於キマシテモ、既ニ院議モ決シタノデアリマス、サリナガラ此兩院ノ間ニ意見ガ纏マラヌコトニナリマスルト、不成立ニ終ラシムルコトニナリマス、此事柄ハ實ニ吾ミ一同甚ダ遺憾ニ存ジマス、何トカ方法ヲ盡シマシテ、此案ノ成立致シマスルヤウニ私共ハ希望スル次第アリマス、諸アサウナリマスレバ、何レニ致シマシテモ交譲ノ途ヲ執リマセヌケレバ、到底案ノ成立ツベキ筈ハナイト存ジマス、此交譲ノ點ニ就キマシテハ、

今朝以來衆議院ノ方ミニ於カレマシテモ、非常ニ御盡力ヲ御盡シニナリマシテ、段々ノ懇談モアタ譯デゴザイマス、又吾ミ一同モ再三熟考モ致シタ次第デゴザイマス、相成ルベクハ満場一致ノ意見ヲ以テ只管考ヘタ譯デゴザイマス、或ハ此先キドウナリマスカモ分リマセヌガ、私共ト致シマシテハ御提案ノ主旨ニ贊成ヲ致シマス、何トカ此案が無事ニ成立シマスルヤウニ只管希望スル次第デアリマス、斯様ナ意象ヲ以チマシテ唯今ノ御提案ニ贊成ヲ致シタイト存ジマス、相成ルベクハ多數諸君ノ御賛同ヲ得マシテ、圓滿ニ此案ノ成立センコトヲハ管希望致シマス

○議長（伯爵林博太郎君） 唯今大西君ノ動議が成立致シマシタ、御意見ガアリマスナラバ此際御述ベラ願ヒマス

○法學博士桑田熊藏君 私モ大西君ノ意見ニ贊成ヲ表シマス、理由ハ仲小路君ノ御述ニナシタ通リテ、申シマセス

○議長（伯爵林博太郎君） 此際討論及意見ハ御必要ハナイト存シマスニ依リマシテ是テ採決ニ移シタラ如何デゴザイマセウト存ジマス

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（伯爵林博太郎君） 御異議ゴザイマセヌケレバ、規定ニ依リマシテ無名投票ヲ行ツテ決ヲ採リタリト思ヒマス

○議長（伯爵林博太郎君） 開票ノ結果ヲ御報告致シマス

〔各議員投票ヲ行フ〕

○議長（伯爵林博太郎君） 黒球 六
白球 十三

○議長（伯爵林博太郎君） 即チ大西君ノ修正案「第三條第二項中資格ヲ削ル其他ハ貴族院議決案ノ通トス」ト云フ修正案ハ成立致シマシタ、是ニテ兩院協議會ヲ終リマス

午後零時五十六分散會

大正五年二月二十八日印刷

大正五年二月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者
印刷局